

議案第128号

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の変更について

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を変更する規約

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

(事務局の執務場所)

第3条 事務局の執務場所は、次のとおりとする。

主たる執務場所 備前市東片上126番地 備前市役所内

従たる執務場所 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所内

第4条第1項中「瀬戸内市」を「主たる執務場所の存する市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

議案第128号参考資料
備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(事務局の執務場所)</p> <p>第3条 事務局の執務場所は、次のとおりとする。</p> <p>主たる執務場所 備前市東片上126番地 備前市役所内</p> <p>従たる執務場所 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所内</p> <p>(事務局の職員の任命方法)</p> <p>第4条 事務局の職員は、主たる執務場所の存する市(以下「幹事市」という。)の代表監査委員がこれを任命する。</p> | <p>(事務局の執務場所)</p> <p>第3条 事務局の執務場所は、次のとおりとする。</p> <p>主たる執務場所 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所内</p> <p>従たる執務場所 備前市東片上126番地 備前市役所内</p> <p>(事務局の職員の任命方法)</p> <p>第4条 事務局の職員は、瀬戸内市(以下「幹事市」という。)の代表監査委員がこれを任命する。</p> |